

# 小児慢性特定疾病要支援者証明事業(登録者証)

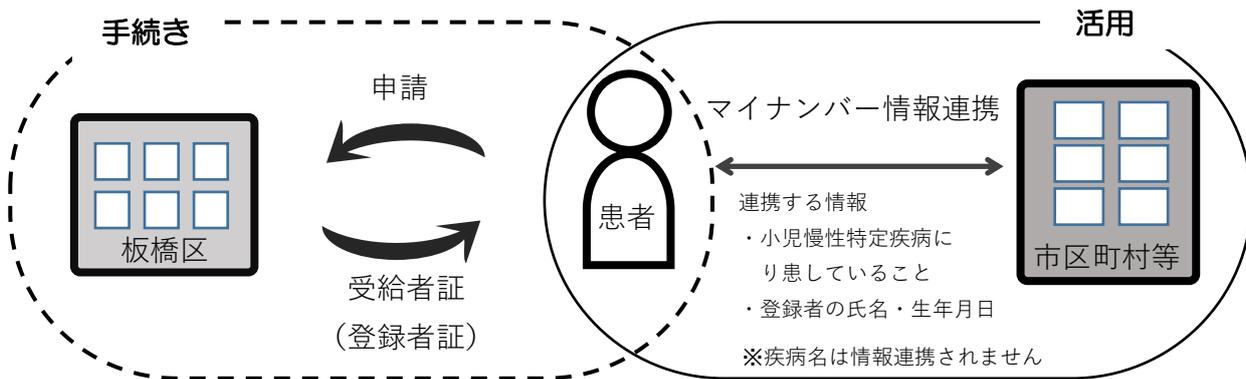
令和6年10月から申請の受付・登録者証の発行がはじまります

## 登録者証とは

児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病患者であることを証明するものです。マイナンバー情報連携により登録されます。

医療費の助成を受ける際は引き続き受給者証が必要です。

※板橋区では、受給者証は登録者証を兼ねた形で発行します



**申請開始** 令和6年10月以降、小児慢性に係る申請を行う際に併せて申請を受け付けます。

**申請方法** 新規または更新申請書で申請してください。  
登録者証について確認する欄があります。  
「申請する」「申請しない」のいずれかを選択してください。選択が無い場合は、「申請しない」として扱います。

**登録者証** 原則マイナンバー情報連携（各種支援を提供する機関が、マイナンバーを用いて登録者の情報を確認できる状態にする）という形で交付します。また、板橋区では小児慢性の受給者証備考欄に、登録者証を兼ねている旨の記載を行います。

**活用場面** 災害対策基本法による「避難行動要支援者名簿」や「個別支援計画」、「被災者台帳」を作成する際に、登録者の情報を確認する場合があります。

## 小児慢性特定疾病要支援者証明事業（登録者証）申請書

旧様式の小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼同意書で、登録者証の申請欄が無い書類をお使いの場合はこちらを記入のうえ添付してください。

申請日 年 月 日

登録者証	<input type="checkbox"/> 申請する	災害時の避難行動要支援者名簿等の作成に関する事務において、区市町村がマイナンバー連携により登録者情報を確認できる制度です。※無印の場合は「申請しない」とみなします。
	<input type="checkbox"/> 申請しない	

申請者